



中世後期の祠堂銭運用について

綿貫, 友子

(Citation)

国民経済雑誌, 227(3):43-58

(Issue Date)

2023-03-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100479717>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479717>



国民経済雑誌

中世後期の祠堂銭運用について

綿貫友子

国民経済雑誌 第227巻 第3号 抜刷

2023年3月

神戸大学経済経営学会

中世後期の祠堂銭運用について

綿 貫 友 子^a

中世、主に禅宗寺院で行われた金融である祠堂銭の貸付・運用主体として先行研究が注目したのは京及びその近郊の土倉や禅家であったが、16世紀前期、大徳寺への祠堂銭寄進とその貸付・運用では寺内の塔頭や僧侶以外に多数の堺商人が関わっている。祠堂銭は、債権者に対し、①借用額 ②債権者に支払う利子（通常は、債務100文あたりの月利） ③債権者の求めがあった際には直ちに元本を返済すること ④債務者名 ⑤年月日 ⑥債権者である宛名を記した借用証相当の文書（②・③は略されることも）を提出して借用し、その運用により得た利子（②に相当、場合によっては②に若干加算分）を数か月分まとめて債権者である寺院の納所（ないし出納管理者）に納め、運用の必要を終えた元本は返済された。借用した祠堂銭の用途は寺内の塔頭や僧侶の場合は修造費や日用の補填であったのに対し、堺商人の場合は貿易に代表される生業にかかる資金であったとみられる。彼らと祠堂銭寄進・貸付・運用の実態を通して中世後期の経済活動の一端を追究する。

キーワード 祠堂銭、大徳寺、松源院、堺衆、金融

1 はじめに

祠堂銭とは、死者の供養を目的に信者が寺院の祠堂（檀家の位牌を納め、死者を祀る位牌堂や持仏堂）に寄進した銭貨や土地などの財物をいう。中世の祠堂銭を研究対象とした論考は多くはないが、寶月圭吾¹⁾の所見によれば、禅宗寺院が死者の冥福を祈り、位牌を安置するために設けた堂に信者が寄進した位牌料や供養料などの財物を蓄積し、それを原資に先ず、寺内困窮者のための貸付が、後には寺外のような階層への貸付が行われるようになり、そのなかには土倉などの金融業者への融資が含まれていた。利息は通常2文子（月利2%）で、土倉など民間での標準的利息が5～6文子とされたのに比して低利であり、室町幕府が祠堂銭を徳政の適用対象外としたことで寺院経済だけでなく金融業者にとっても重要な意味をもった。それが禅宗以外の寺院にも影響し、祠堂銭の蓄積と運用が広がり、徳政免除の特権を求める一般の高利貸が祠堂銭の名称を僭称するようになったとする。

a 神戸大学大学院経済学研究科, watanuki@econ.kobe-u.ac.jp

寶月の研究を発展的に継承した中島圭一²⁾は、京郊の禪宗寺院長福寺塔頭清涼院の事例を主に京都およびその近郊における祠堂銭金融の展開から祠堂銭が民間での標準的利息5~6文子(100文の借錢につき月利5~6%)に比して2文子と低利である理由、祠堂銭金融が急速な成長を遂げた理由、祠堂銭金融に対する政治権力の姿勢について追究した。そこでは15世紀末から16世紀にかけての祠堂銭が、寄進者から未来永劫にわたって供養を続ける基金として託され、それを安定的に利殖し、その利潤の範囲内で月毎・年毎の供養を行うとして、寄進が祠堂銭金融の資本としての利用を前提になされていることが指摘され、寄進者の信託に応え、安定した利子収入を確保するうえで貸付にともなうリスクを引き受ける緩衝器として土倉などの一般的高利貸業者が利用されたこと、祠堂銭が本来、禪宗寺院特有のものであったがゆえに、室町幕府との密接な関係を利用し、いち早く徳政免除の特権を獲得することが出来たとする見解が示されている。

祠堂銭を原資に寺院の内外に貸付け、運用させ、利子収入を諸経費に充てた寺院の一例として小稿が目にするのは15世紀末から16世紀前期にかけての京都紫野の大徳寺、そのなかでも如意庵・眞珠庵・松源院などの塔頭である。それらの塔頭に関する祠堂銭の寄進と運用で特筆されるのは、その主体が寶月や中島が検討した京やその近郊在住の金融業者ではなく、「堺衆」と総称される和泉国堺の居住者であったことである。そこには後に堺の都市運営を担うことになる南蛮・琉球との間で貿易を行った商人や納屋衆などからなる「会合衆」の先祖とみられる有徳人が複数含まれている。借用した祠堂銭を運用して利子を納める者だけでなく自身が祠堂銭寄進者という例もある。この「堺衆」と大徳寺祠堂銭の関わりを追究しつつ、祠堂銭とその運用を通して中世後期の金融とその背後で展開された経済活動の一端を紹介したい。

2 大徳寺塔頭と堺の有徳人

大徳寺は京都紫野(現京都市北区)所在の臨済宗寺院で、14世紀初め赤松則村の帰依を受けた宗峰妙超(大燈国師)が営んだ大徳庵を起源とし、法堂が開かれたのが嘉暦元(1326)年とされる。花園・後醍醐天皇の勅願所になり、五山の一であったのが、室町幕府下では寺勢の維持が難しく、至徳3(1386)年の五山制度の改定時には官刹としての地位は十刹中九位に墮ち、十方住持制によって堅持してきた宗峰一流相承が認められなくなったこともあり永享3(1431)年、官刹を辞して五山派(叢林)を離れ、林下と呼ばれる独自の道を歩んだ。

享徳2(1453)年8月4日の火災により浴堂・門廡(山門の庇)・塔頭の如意庵・大用庵を残して焼失し³⁾、法堂と仏殿は再興されたものの応仁・文明の乱の兵火で烏有に帰した。文明5(1473)年6月19日付で後土御門天皇の再建を命じる綸旨が出され、翌6年、住持となった一休宗純が再建に着手し⁴⁾、同10年に方丈と如意庵、同11年に法堂を兼ねた仏殿、同13年に

正門・偏門などが再建された。その資金は永正2（1505）年6月2日付の大徳寺再興奉加錢納下帳⁵⁾によれば、宗臨による現錢100貫文と材木や釘などの資材400貫文分、都合500貫文の寄進を筆頭に、大徳寺の常住、官錢、林下の他派、大徳寺の塔頭に拠った。

宗臨とは堺の豪商尾和宗臨のことで、管見では、それをはるかに遡る応永33（1426）年12月20日に如意庵に追善のために小森2段、后地2段の土地合計4段を寄進し、また同庵に文明11（1479）年間9月3日には「宗臨為後生善處、奉寄進者也」として、自身の来世の安樂のためとして田地4段、うち2段は寶壽院から買い取った飛鳥田で貢納米量が4石6升、代錢納額にして34貫720文、別の2段は長勝庵から買い取った土地の寄進を誓約した人物であることも確認される⁶⁾。この証文包紙の上書には「宗臨寄進状〈宗臨法號祖溪、左海人、応仁鬱攸之時、復興大徳・徳禅・如意・大用大坦越也、〉」〔なお、〈〉は入力表記の便宜上用い、半角表記を示す。以下同様。〕と記され、宗臨の法号が祖溪で左海人＝堺の人であり、応仁の鬱攸＝応仁の乱による火災では、大徳寺・徳禅寺・如意庵・大用庵を復興した大坦（檀）越であると記されている。大徳寺の沿革を記した近世の編纂物「龍寶山志」にも応仁の乱での被災後、宗純が檀越等に勧めて文明11年に再建したこと⁷⁾、大雄殿の祈祷額にも、享徳2年の焼失後には養叟宗頤和尚が外護者である宗愀から寄進された河内国花田（現堺市）の別業を兼行法堂として再興し、応仁年中の罹災には、宗純が泉南の宗臨と同郷の壽源〈淡路屋某、法名滴澗〉⁸⁾に勧めて文明11年6月18日に落成したことが記されており、宗臨は宗純の門弟でもあった。

宗純の後を継ぎ、文明8年から延徳元（1489）年まで大徳寺住持を務めた實傳宗眞が宗臨の死を悼み認めた詩偈⁹⁾には「祖溪宗臨菴主、嘗捨財營造吾龍峯之古刹、其志可嘉矣、辛酉蜡月蛻于江南之私第、不堪嘆惜、」と、宗臨がかつて大徳寺造営に私財を投じたことを賞し、彼が辛酉（文亀元/1501）年蜡月（陰曆12月）に江南（旧大和川以南、堺を指すか）の私邸で亡くなったことへの弔意が示されている。前掲の永正2（1505）年6月2日付の大徳寺再興奉加錢納下帳が作成された時には宗臨は既に亡くなっているが、亡くなった翌年12月20日付で眞珠庵塔主の紹岱（北海紹岱）は大徳寺御評定衆に宛てて以下の書状を作成した¹⁰⁾。

寄進申祠堂錢之事、

合百貫文者、

右、為泉堺宗臨禪門後々末代、大徳寺江攸被寄進申實正也、被申置子細者、年中之得分半分者、可為常住之御用候、半分者、年忌之辰可為衆僧之斎料候、仍為後日狀如件、

⁽¹⁵⁰²⁾
文亀二年十二月廿日

眞珠庵紹岱（花押）

大徳寺御評定衆中

ここでは、宗臨が後々の末代にわたり大徳寺へ祠堂錢100貫文を寄進したことは事実で、申し置かれた詳細は、年間の（祠堂錢運用による）得分のうちの半分は常住の御用に使い、残り半分は年忌の際の衆僧の齋料（食事代）に充てるとされている。大徳寺への祠堂錢寄進に際し宗臨が紹岱に伝えた申し送り、遺言に相当する内容とみられる。寄進額が前掲の納下帳での寄進額と異なるのは、この時100貫文の寄進であったのがその後の祠堂錢の運用によって増資されたことによるのか、あるいは相続者から継続的に祠堂錢の寄進がなされたことによるのか、額面の誤記であるのかは不明である。但し、大徳寺の納所（出納管理者）とみられる納下帳の記者2名のうちの1人が前出の紹岱であることからいって、宗臨（名義も含めて）による100貫文を超える多額の寄進は矛盾するものではない。大徳寺に伝来する箱入の重要文書を列記した元龜2（1571）年10月23日付の重書箱入注文には「一 宗臨祠堂錢寄進狀一通」と記され、宗臨の祠堂錢寄進狀は同寺にとっての重要文書として保管され続け、永祿8（1565）年8月の眞珠庵衆議定書にも「一 諸年忌事、老宿并祖溪忌等、如近例以半分可被取行之、」とあって、宗臨が特定した祠堂錢の運用で得られる利子の用途も遵守されたものと解される。何れにせよ死後にわたる宗臨による多額の寄進、それを原資とした祠堂錢を財源の核に16世紀末までに松源院・養徳院・龍源院・大仙院・興臨院・瑞峰院・玉雲軒・正受院・聚光院・竜福院などの塔頭も再興されたり新たに設けられたりした。

大徳寺と堺との関係は、宗臨が追善のために如意庵に土地を寄進した応永33（1426）年以前に遡る。堺といえば応仁・文明の乱で大内氏と細川氏の抗争から遣明船の兵庫津帰着が脅かされたことで兵庫津に代わる帰航地とされた文明元（1469）年以降の貿易拠点としての発展が注目されがちであるが、13世紀にはすでに廻船が発着する商工業の拠点であったと考えられ、¹³⁾ 建保7（1219）年には、堺南荘の鎮守開口神社の神宮寺であった念仏寺の堂供養に高価で多彩な布施物を施入した有徳人と呼ぶに相応しい者も存在する。¹⁴⁾ 上田純一は大徳寺僧が堺に進出するのは、一休宗純が檀家の葬送に訪れる永享4（1432）年より前の応永20（1413）年から永享3年頃、同寺開山以来住持の資格として相承されてきた宗峰妙超一流に代わり、異なる法系の大応派僧に拡大した時期で、大応派が対外貿易を特色とし、博多を中心に京都から堺へと教線を拡大していた五山派の横岳派との相互交流のなかで形成されたとし、堺商人は横岳派が博多商人の保護を得て崇福寺や妙楽寺を拠点に対外交流を媒介したことから、横岳派の一派である大徳寺派を保護することで横岳派のネットワークに参入し、対外貿易の伝手を得る実利的目論見が存在した可能性を指摘している。¹⁵⁾ その後に起こる応仁・文明の乱での瀬戸内海航行上の支障が南海路の併用が可能な堺の対外貿易発展の契機となることから、乱とその影響を予見出来ない段階で先見的な目論見があったかどうかは分からないが、日本国内の商取引に限定しても、堺商人にとって大徳寺との関りを深めることは信仰の問題にとどまらず顧客・販路の拡大に資することであり、大徳寺にとっては幕府の保護と管理下にあ

る五山が勢力を張る京都より、さして遠くはない都市域で、公家や武家とは異なる階層の商工者、なかでも有徳人層を信徒とすることが出来れば、それは教線の拡大にとどまらず、奉加・寄進を通じた寺の経済力強化につながる。応仁の乱での罹災後、復興に向けての物質的支援を得るうえでも荒廃した京都ではなく、近距離にあって水陸交通の要衝であり商工都市として興隆しつつあった堺は最も魅力的な地域であったのではないか。そうした利害関係も顧慮しつつ注目するのは、16世紀初頭を主に大徳寺塔頭の祠堂錢関連史料に「堺衆」が散見されることである。『堺市史』をはじめ大徳寺と堺及び堺商人との関わりを概説的に紹介した論稿は複数ありながら、管見のところ祠堂錢に関する言及は殆どなされていない。大徳寺の祠堂錢についてその運用を検討し、債務者を介して当該期の堺の商いの背景を探るべく次章以下でみてゆくこととする。

3 祠堂錢と堺衆

3.1 大徳寺塔頭の祠堂錢

祠堂錢については、万里小路時房が『建内記』嘉吉元（1441）年閏9月12日条に「祠堂錢とハ、禪家ニ為師匠佛事置料足借与諸人、以其本利可行法事料之事也」と記したように、禪寺で祖師・先師や仏事のために寄進された財を諸人に貸与し、その利息を法事の経費に充てるもので、祠堂は檀家の位牌を納め、死者を祀る位牌堂や持仏堂をいう。利息の使途は、先述した元亀2年12月20日付の眞珠庵の紹岱による寄進者宗臨の申し送りで年間の得分のうち半分を常住の御用に充てるとされたように、実際には法事に限定されてはいなかったが、祠堂錢を原資に寺院の内外に貸付け、運用する金融活動が行われたのである。

高利貸に相当する金融業者としての「借上」が史料上に現れるのは12世紀末、その呼称が13世紀後期以降「土倉」に転じてゆくが、そうした金融業者が現れる以前からなにがしかの財物（稲・粟・酒・布・錢貨他）の利付貸借は存在し、古代には国家による公出挙、私人による私出挙が利用された。官寺による貸付は公出挙にあたり、弘仁14（823）年頃の成立とされる日本最古の仏教説話集『日本霊異記』¹⁷⁾は、聖武天皇の在位期（724～749）、奈良の大安寺の修多羅分の錢30貫文を借りて越前国敦賀津に交易に赴いた奈良商人の話の他、米の融資などを記している。私出挙にあたる官寺を除く寺院による貸付は、私出挙が天平9（737）年に禁じられた後も実態としては存続続けた。¹⁸⁾

院政期から室町期にかけて、京やその近郊で「山門氣風の土倉」と称され、比叡山延暦寺（山門）の下級僧侶（山僧）や同寺の鎮守日吉社に奉仕する神人が、高利貸と倉庫業を兼ねる土倉を営み、その原資が日吉上分米（土地の支配者〔領主や地頭〕が土地から日吉社に上納した米＝上分は、神仏の所有物、聖なるものとして人々に貸与され、利子を付けて返済された）を原資としたのも類例であり、『建内記』引用箇所続く記載が「為此儀者、如神社

上分物定可有愁訴歟、多分者、称日吉上分灯油物等、借与諸人事在之歟」(このことは神社上分物のようにきつと訴訟を招くであろう、どうやら日吉上分と称して灯油物などを諸人に貸し与えることがあるか)とするのは、祠堂銭が日吉上分の貸与に準じるものとみなし、原資の出所によらず、貸借であるが故に日吉上分の返済をめぐる関係者の間で相論がしばしば生じていたことから祠堂銭についても同様の事態が想起されたのであろう。『建内記』の記事は、折しも前々日付で幕府が発令した徳政條々を背景に記されたもので、嘉吉の乱にともなう將軍の代替わりを契機に、徳政令発令を求め京畿に起こった大規模な徳政一揆の要求に屈し、前月9月10日付で幕府は一国平均の徳政令を出したものの、それに抗する債権者側である山門や土倉の意向を受け、対象地としての永領地の除外などの修正を加え、あらためて天下一同に対し徳政令を発令した。そのなかで祠堂銭については、寺院の祠堂帳に記載・登録され、貸付利子が月利2文子以内である貸付を徳政の対象外として従来通り保護することが示された。祠堂銭が、寺内困窮者を対象とする融資を端緒としたことから利子は通常、月利2%以下で、債務者にとっては借上や土倉などの金融業者の貸付利率が月利4~6%だったのに比べ低利であることや経営母体である寺社への信頼、債権者にとっては理念上、神仏からの借り物であるという認識にもとづく畏敬が債務者の弁済意識を高めるであろうこと、幕府が徳政の対象外として保護したことでの安全性が期待出来、債権・債務者双方の利害に適う融資としてひろく利用された。

大徳寺塔頭には16世紀に作成されたものを主に祠堂銭寄進状・借用状・預り状・預り分注文・納下帳、それらにかかる売券など関連史料が多数伝来する。先述した宗臨による追善目的での応永33年12月20日付及び文明11年間9月3日付での如意庵への土地の寄進も、その趣旨からいえば祠堂銭寄進に準じるものといえる。祠堂銭の借用に際しては、債務者が債権者に対し、①借用額 ②債権者に支払う利子(通常は、債務100文あたりの月利) ③債権者の求めがあった際には直ちに元本を返済すること ④債務者名 ⑤年月日 ⑥債権者である宛名を記した借用証相当の文書を作成し、その提出、受領と引き換えに相当額を受領し、その運用により得た利子を定期的に納入し、運用を終えると返済されたと考えられる。借用状と預り状は名称を異にするが、後者も実質的には借用状である。書式は一律ではなく、寺内僧とみられる債務者の場合、②・③が略されているものもあり¹⁹⁾②も通常は債務100文あたりの月利2%であるが、債務者によっては若干加算がなされることもある。

3.2 預託人としての堺衆

預り状の例として以下に示すのは文亀2(1502)年4月2日付の野遠屋仲秀等堺衆松源院²⁰⁾祠堂銭預り状である。松源院は大徳寺の塔頭で、寛永15(1638)年の文書が伝来することから²¹⁾17世紀前期までの存続は確認されるが、今はない。

以下、史料傍注（ ）内は翻刻者による。/は合点，〈 〉内は割注を示す。●には何れも「コノ所，合點ヲ擦消シタリ，」という翻刻者の書き込みがある。

(端裏ウハ書)「松源院参

(異筆1) 祠堂銭堺衆預注文」

預り申御料足之事

合柒拾貫文者，

右御料足者，為松源院司堂銭，各々拾貫文宛，預り申所実也，但此御料足御用之時者，
(功仲宗全) (宗寛) 養徳院・明栄寺以御副状可渡申，不然者此証文可為返古候者也，仍預状如件，

(1502)
文亀貳年〈壬戌〉四月二日

野遠屋彦三郎仲秀 (花押)

おあいや兵庫宗利 (花押)

●和氣屋四郎左衛門尉正孝 (花押)

●扇屋二郎右衛門尉正保 (花押)

/柏屋孫右衛門尉宗頓 (花押)

/高瀬屋宗泉 (花押)

/野遠屋宗源 (花押)

(異筆2)
「返弁衆合點」

(異筆3) 「拾貫文天王 (屋) 又 二郎」

「但今ハ源左衛門」

(1503)
「都合捌拾貫文堺有之、 是ハ文亀三年〈癸亥〉正月ヨリ預申、」

この文書は、先ず文亀2(1502)年4月2日付で野遠屋彦三郎仲秀・おあいや兵庫宗利・和氣屋四郎左衛門尉正孝・扇屋二郎右衛門尉正保・柏屋孫右衛門尉宗頓・高瀬屋宗泉・野遠屋宗源の7名が花押を据え、それぞれが松源院祠堂銭を10貫ずつ合計70貫文預ったこと、元本が必要となった場合には松源院が(返還を求める書状とともに)養徳院と明栄寺の添状も併せて預託者に渡すこととし、そうでなければこの証文は無効であると約して作成された。その後、翌年正月に天王寺屋又二郎に対して新規の預託10貫文がなされ、合計80貫文が堺(衆)に預けられた。さらにその後、祠堂銭を返済した柏屋孫右衛門尉宗頓・高瀬屋宗泉・野遠屋宗教源・天王寺屋又二郎の4名には受領の印として(松源院納所関係者による)合点が付されているのである。●に示された和氣屋四郎左衛門尉正孝・扇屋二郎右衛門尉正保に一旦、合点が付され、その後に擦り消されているのは、松源院の納所にあたる記入者の単純な誤記を修正したことによるのか、第三者が何らかの意図を以て実際には返済されたものをなかったことにしたのかは不明である。また、天王寺屋については当主が文亀3年正月段階での又二郎からその後、源左衛門に代わったことがわかる。

文書作成者側の花押を据えた7名、後に8名が松源院から10貫文ずつ融資を受け、返済し

た者もいるという状況は、実質的にそれが個別の借錢であることを示すが、作成者側には借錢という状況に迫られた債務者としての負い目は感じられず、「預り申」の表記は、むしろ自らが祠堂錢を預かっている、松源院から預託されている、という積極的・肯定的意識を感じさせる。また、融資を受けたそれぞれが個別に証文を作成したのではなく、翌年正月以降と時期を異にして融資を受けた天王寺屋までもが追記するかたちでの証文となっていることも特徴的である。7名が連署した証文作成から後、さして時期を違えず、端裏書の筆跡も同じである下笠正保松源院祠堂錢預り²²⁾状や金田屋宗托松源院祠堂錢預り²³⁾状は個人の作成であり、連署でまとめて作成されたものとの間に作成意図上の違いがあったのかどうかも考える余地があるだろう。以下に掲げる堺衆松源院祠堂錢借用注文²⁴⁾から正保も宗托も「堺衆」の構成員であることが示され、前掲の文亀2年から翌年にかけて松源院の祠堂錢を預託された8名（うち天王寺屋又二郎については源左衛門に、おあいや＝大饗屋兵庫については平次郎に代替わり）も同じく記載されていることがわかる。

（端裏書）「松源院堺衆祠堂方預状注文」・本文ト同一筆跡ナル

松源院祠堂錢之注文

/拾貫文 野遠屋 宗源

/拾貫文 高石屋 宗泉

/拾貫文 柏屋 宗頼

/拾貫文 金田屋 宗托

拾貫文 坂東屋（異筆下同ジ第1974号文書ノ異筆3ト同一筆跡ナリ）拾貫文 ●扇屋^{（正保カ）}次郎右衛門

〈「但是ハ金田屋宗托御預リ也、」〉宗桂 a

/拾貫文 大饗屋四郎左衛門

拾貫文 和氣屋^{（正孝）}四郎左衛門

拾貫文 金田屋源三

/拾貫文 天王寺屋源左衛門

拾貫文 網屋与四郎

拾貫文 八文字屋弥五郎

〈「但是ハ金田屋□九御預リ也、」〉 b

貳拾貫文 野遠屋彦三郎

拾貫文 坂東屋六郎

〈「但此内拾貫文就修造請取之、」〉

/拾貫文 河内屋与四郎

拾貫文 大饗屋^{「但兵庫殿子也。」}平 次郎

已上百七拾貫文

右彼利平、自永正^{（三 年 /1506）}□ □ 丙寅正月至同六月、

各々上、都合拾貫貳百文取調申也、

八月十七日

陽春典座宗珙白

礫首座^參

これは永正3（1506）年とみられる8月17日付で陽春典座の宗珙が松源院の礫首座^{れきしゅそ}に宛て

同院の祠堂銭の預託主と額面を列記し、祠堂銭の運用によって得られた利子のうち、宗珙のもとに納入された永正3（1506）年正月から6月までの（合点が付されている）納入済の月利合計10貫200文を松源院に上納すると報告した文書である。

陽春典座は、一休宗純から激しい批判を受けながらも共に大徳寺の復興に尽力した養叟宗願が、堺商人助四郎國正の支援を受けて堺に建立した大徳寺塔頭陽春庵の典座（禪宗寺院で座具、炊飯、料理など、運営実務を司る役職）²⁵⁾と解される。堺衆であり、前掲の祠堂銭預り状にも記名し花押を据えた野遠屋宗源・高石屋（＝高瀬屋）宗泉・柏屋宗頓・扇屋次郎右衛門・和氣屋四郎左衛門・天王寺屋（又二郎の子）源左衛門・野遠屋彦三郎・大饗屋（兵庫の子）平次郎の8名、個別に祠堂銭預り状を作成したと先に示した下笠六郎正保（＝坂東屋六郎）・（金田屋）宗託の2名を含む16名の屋号と名、それぞれへの預託額として野遠屋彦三郎へは20貫文、但し、うち10貫文については、波線部から彦三郎が修造のために陽春庵に寄進し、宗珙が受領したとみられ、それ以外の15名には各10貫文、合計170貫文が預託された。もっとも、そのうちには下線部a・bに記されたように記名人の間での融資ないしは弁済、波線部のような寄進も含まれる。預託された祠堂銭は各人に運用され、貸付にともなう月利半年分のうち回収した分（16名中7名が納入、扇屋次郎右衛門の箇所で合点が擦り消されているのは、先掲の文亀2年の事例と同様、単純に誤記の訂正によるものか、意図的な擦り消しであるのかは不詳）をまとめ、松源院への送金を担う役割を現地駐在所ながら陽春庵が担っていた。この史料に限らず、堺から松源院への祠堂銭利分他、64貫850文の精銭の京上について松源院納所禪師に宛てた文亀元（1501）年4月の書状²⁶⁾には、1貫300文を京進夫賃として差し引くことを記しており、堺から松源院へ精銭が送られ、債務の利息分、元本も堺の関係者分を陽春庵の典座を介して納付していたものと考えられる。永正15（1518）年2月の堺衆8名の預託分80貫文について記した預り分注文²⁷⁾でも20貫文を預けた宗玖に合点と「本返辨」と元本の返済が記され、10貫文を預けた魚屋新三郎に合点と「大永四申三月十五日仁本共二運上者也」の記載、米屋宗壽に合点は付されているものの「近年利平一向不上」と近年、月利が納められていない状況が記され、端裏書に「松源院祠堂銭在堺分書之」、日付下にも「原蔵主上洛之時書之」とあることから堺現地での祠堂銭回収の実務を担い、松源院との間を行き来した蔵主の存在が確認出来る。元本自体が寄進者によるものであれば、寄進を確約した松源院をはじめ塔頭の必要に応じて送られるなり将来的に納められることになるものの、当初は現地の出納管理者と運用者間で利息分の遣り取りがなされ、報告のみが塔頭になされたことも推測される。

債務者としての永正3年の借用注文に記された16名の預託人のうち10名が文亀元年から永正2年までに作成された預り状に記名し花押を据えており、永正3年の借用注文の記載は元亀元年以降の出納状況を含む内容とみることが出来る。野遠屋宗源・柏屋宗頓・高石（瀬）

屋宗泉が文亀2年の預り状ともに合点が付されていることや文亀元年の預り状に異筆で天王寺屋又二郎からの代替わりが記された源左衛門にも永正3年の借用注文では合点が付され、また返済を終えていない大饗屋平次郎に「但兵庫殿子也」と傍注が付されているのも債務の継承を裏付けるものといえる。同一人物と解される饗屋平次郎は、永正15年の預り分注文にも合点が付されない状態で記載がある。和氣屋四郎左衛門正孝も文亀2年の預りが永正3年にも継続中で、永正15年の預り分注文には和氣屋と記されるだけで名の記載はないが、おそらく同じ預りにかかる件であろう。文亀4年に撰銭（の結果の精銭）で10貫文を預かり、1文子の利平を加えて毎年末に清算することを約した坂東屋六郎（下笠六郎正保）も永正3年6月段階で預りは継続中である。永正2年に10貫文を預かった金田屋宗托は、永正3年には元本を返済し終えているが、前掲の下線部aに示されるように、坂東屋宗桂がかつて預かった10貫文は永正3年の段階で金田屋宗托の預りになっており、宗桂と宗托との間で何れが債権者であるかは不明であるが債務関係が生じていたと推定される。

10貫文という額がどの程度の価値に相当するのか、物価は時期・地域・品目や品質によって異なるため概算でしかないが、同じく大徳寺の塔頭である眞珠庵の祠堂銭出納簿である納²⁸⁾下帳に永正10（1513）年12月の下行（支出）として「七貫文 米五駄代」が計上されており、同庵で食される米7駄余に相当する。²⁹⁾また、明応9（1500）年10月、大徳寺に永代売却された長谷名内ミカサ北の田地1段が10貫文であり、³⁰⁾大永6（1526）年2月の大徳寺山門造営方納下帳には樽6000支の代金20貫300文が計上されており、³¹⁾10貫文分で3000支近くの板材を調達しうる。商いの運転資金として小額とはいえないまとまった額ではあろう。

3.3 堺衆の屋号をめぐる

永正3年の借用注文に記された16名の預託人である堺衆についてもう少し考えたい。何れも屋号をもつ事業経営者にして、有徳人と称される富商であることは想起されるものの、それぞれの生業を具体的に示す史料は殆どない。僅かに、坂東屋六郎が文亀4年の預り状を作成した下笠六郎と同一人物であることを手掛かりに、坂東屋の姓が下笠であることに留意すると、永正16年8月に堺を訪れた冷泉為広に対して紙1束と沈（香）・伽羅を3切贈った下笠宗補なる者がいることが「永正十六年為広和歌詠草」³²⁾に記されている。永正15年の預り分注文として翻刻されたなかに10貫文の預託を記された坂本屋宗補があるが、これは坂東屋宗補の誤りであるとみられ、沈香や伽羅を贈っていること、歌会に介し、宗補と同様に香料など様々な輸入品を贈っているのが堺在住の阿佐井野宗瑞や臘脂屋帯刀などの貿易商人であることから、坂東屋宗補も貿易商人であった可能性が高い。

また、僅かながら追究の手掛かりとしても屋号に注目したい。天文4（1535）年4月、堺南荘の鎮守である開口神社の神宮寺である念仏寺の築地修理に際し、「念仏之頭料」の名目で

1貫文ずつの寄進を募るべく、地下人を居住町ごとに列記した念仏寺築地修理料差文には³³⁾10町、合計114名の住人が記され、そのうち112名に屋号が付されている。当時の堺南荘居住者のうち有徳人が網羅されていると解される。そのなかに永正3年や同15年の松源院祠堂銭預託人と同一人物、あるいは同じ屋号の者が複数含まれている。中町には「彦三郎殿 のとや」が記され、時期的にみて文亀2年・永正3年の松源院祠堂銭預り状中の野遠屋彦三郎と同一人である可能性が高い。「のとや」の屋号は市小路の三郎殿、材木町の彦太郎殿にも付されている。野遠は河内国八上郡野遠郷（現堺市北区）の地名にちなむ可能性があり、野遠屋を称する名は、すでに『開口神社文書』中に康応元（1389）年11月、念仏寺の毎年³⁴⁾の如法経四要品料田として和泉国大鳥郡土師下條下村里内向井石丸名2段を寄進した野遠屋周阿弥陀仏がみえている。永享2（1430）年12月には、野遠屋妙基と野遠屋本阿弥との相論において、本阿弥が將軍足利義教から和泉堺観阿跡野遠屋、及び所々家倉を安堵された³⁵⁾。また、前掲の永正15年2月の預り分注文でも野遠屋式部による松源院祠堂銭5貫文の預りが継続中である（月利分のみが納められている）ことが示される。屋号の一致のみから血縁や姻戚、徒弟関係、地縁を断定することは出来ないが、近接する地域で、特に同時期、複数人が同じ屋号を冠しているということは、同じ屋号を名乗ることでの特段の不都合は生じない、それを忌避、排斥する状況にはない関係性を伺わせ、生業のうえでの本家と暖簾分け先といった繋がり、むしろ親和性、それを名乗ることの利便性が含意されているように思われる。血縁の有無にかかわらず、生業の譲渡・分割・相承などにかかわる関係性があったのではないか。

永正15年の預り分注文で預託が継続中の金田屋善四郎は、念仏寺築地修理料差文に大小路町居住者として記されている。金田も河内国八上郡所在の郷名である。永正15年の預り分注文の記載者と同じ屋号ということでは、柏屋が大小路町に、扇屋が材木町と今市町に、天王寺屋が材木町に、八文字屋が大小路町に記されている。柏屋に関しては、長祿3（1459）年6月、堺南庄長慶寺常住先祖伝来の土地である畠2段を12貫文で堺北庄極楽寺明浄房に栢屋慶忠が永代売している³⁶⁾。扇屋に関しては、永正7（1510）年7月1日付の次郎（右）衛門正儀料足預り状に扇屋次郎（右）衛門が、松源院料足5貫文を預かり、1文子の利平を加えて毎年上納することが約されており、新たな預託がなされたと解される。天王寺屋については、所掲の松源院祠堂銭預託に関する三通の他、文明7（1475）年12月、天王寺屋新次郎の買得相伝地「むかいの内寺たと申す」在所の田地1段が直銭13貫500文で甲斐小路五郎方へ永代売され³⁷⁾、明応2（1493）年11月、一休宗純の十三年忌に際して作成された出納記録である「祖師忌帳」に天王寺屋源二郎宗金が500文を、天王寺屋又四郎紹繁が300文を納めたことが記されている。また、年欠2月18日付の天王寺屋九郎右衛門書状では三宝院に対して調達した材木の引き取りを求めており、念仏寺築地修理料差文に記された天王寺屋五郎の居住地が材木町であることにも関わり、この屋号を名乗るなかに材木取引に関わる者がいたとみなさ

³⁸⁾れる。津田宗達・宗及・宗凡の3代にわたり、天文17（1548）年から天正18（1590）年までの茶会を記した「天王寺屋会記」で知られる堺の有徳人で会合衆でもあった津田家の屋号も天王寺屋である。

堺南庄内ではないが、和泉国大鳥郡内の高石にちなむとみられる屋号の高石屋宗泉は文亀2年の預り状の高瀬屋宗泉と同一人と解される。やや時期が下るが、16世紀後期と推定される年末詳5月16日付の高石屋惣左衛門宗辰の書状宛先は伊勢大湊の廻船商人を経て朱印船貿易に進出した角屋七郎次郎である。³⁹⁾また、慶長8（1603）年と推定される「堺糸年寄筋目之者十人」のうちに高石屋宗岸が挙げられ、寛文11（1670）年9月29日付の出島おとな家持共が作成した起請文前書には高石屋惣次郎の名がある。⁴⁰⁾⁴¹⁾生業としての生糸を主体とした貿易への関与とともに、名の通字「宗」や「惣」（「宗」と音通）からは血縁関係も推定される。

紙幅を費やしたほどには16世紀初頭、松源院に代表される大徳寺塔頭の祠堂銭運用に関わった堺衆の属性に迫ることが出来ていないが、坂東屋下笠宗補の姿をたどれば、小額とはいえない10貫文を低利で運用し、東南アジアからの複数の香料を贈答品に、都市門閥の一員として歌会に連なるといふ姿は、16世紀末、堺の都市運営を主導した会合衆の先駆的形態ととらえられる。彼らは応仁の乱以降、兵庫津の代替港として堺が貿易の機会を拡大するとともに材木など廻船にも関わる商いから事業を拡大し、成長しつつあった商人たちであったといえるだろう。明徳2（1391）年の明徳の乱後、山名氏に替わり、和泉・紀伊国守護となった大内義弘との関わりを通して堺商人が大内氏の主導した遣明船貿易に参画し、文明8年、同15年の派遣では、莫大な抽分銭を負担し、船を請け負ったことが明らかにされており、⁴²⁾会合衆に関する史料の初出もその時期に重なる。三宅主計・和泉屋道栄・池永（湯川）新九郎らの貿易商人に続くものたちであったと推定される。

4 むすびにかえて

民間の高利貸より低利での返済で済み、返済期限も特に定められておらず、信仰を寄せる大徳寺塔頭から祠堂銭を運転資金として調達出来ることは堺衆の生業展開に有利に作用することであり、まとまった額を一定数の信徒、何れも屋号をもつ事業経営者に預託し、その職能、技量を以て運用させることで還流する利益は、祠堂銭の持続的・安定的運用という塔頭側の利害にも適うものといえる。

16世紀前期、大徳寺への祠堂銭寄進とその貸付・運用に多数の堺商人が関わっていることに注目し、その実態の検討を期したが整理が不十分なまま紙幅も尽きている。大徳寺文書は徳禅寺・眞珠庵文書他、塔頭文書も含めると禅宗寺院文書のなかで質・量ともに最大の史料群であり、時間を重ねた検討が必要である。納下帳の内容をより詳細に検討することをはじめ、関連史料を探りながら今後さらなる検討を続けたい。

注

本稿は令和4年度 基盤研究(C)(一般)課題番号22K00878「中世収支・決算関係史料にもとづく人件費・物品費の総合的研究」の成果の一部である。

- 1) 「祠堂銭について」1971
- 2) 「中世京都における祠堂銭金融の展開」(『史学雑誌』102巻12号, 1993年 pp.2073-2105)
- 3) 「如是院年代記」には「八月二日紫野大徳寺火災」とあり, 罹災日が異なる。
『康富記』(『続史料大成』37-39) 臨川書店 1965年
『一休和尚年譜』1(今泉淑夫『東洋文庫641 一休和尚年譜』平凡社) p.171
- 4) 応永元/1394~文明13/1481年) 臨濟宗大応派大徳寺派下の禪僧。永享12(1440)年に大徳寺如意庵の塔主, 文明6(1474)年に大徳寺住持となる。
「一休和尚行実」(『続群書類従』第九輯下 伝部 巻242)
『一休和尚年譜』1(今泉淑夫『東洋文庫641 一休和尚年譜』平凡社) p.339
- 5) 永正2(1505)年6月2日付の大徳寺再興奉加銭帳(『大徳寺文書別集』眞珠庵文書之一—64)には納分として合計720貫267文が計上され, うち常住が300貫文, 官銭が124貫文, 宗臨が100貫文を現銭として拠出している。下行されたのは都合720貫853文で, 日付以下に「伍百貫文〈此内四佰貫文, 材木・釘諸下行, 百貫文現銭出之。〉宗臨奉加」とあり, 宗臨は先掲の現銭100貫文に加え, 材木・釘などの資材400貫文の都合500貫文を寄進していたことが示される。
- 6) 如意庵所領注文(『大日本古文書 大徳寺文書』之十一-2611, 以下注では『大』10-2611のように略記する)
尾和宗臨寄進状(『大』10-2604)。飛鳥田は賀茂所在の土地とみられ, 文明17(1485)年3月12日, 室町幕府は大徳寺養徳院に同院領賀茂飛鳥田7段を安堵した(「小槻時元日記」)。この2段がそのうちに含まれる地なのか近接地にあたるのかは不明。
- 7) 三浦周行は近世の大徳寺誌「寶山紀談」から宗臨が明に商船を出そうと大徳寺開山大燈国師の塔に詣で, 所願が成就し莫大な利益を挙げたことで大徳寺方丈を再建することとし, その際にその船の檣(=帆柱)を厨庫の棟宇に充てたとし, また「寶山外志」では宗臨が堺の淡路屋壽源とともに応仁の乱で焼失した大徳寺再建に財を投じ, 方丈・大厨, さらには如意・大用庵も再建し, 次いで眞珠庵を創建し, 眞珠庵再建に際し, 檣を梁にすればその家が長く栄えるという俗説に従い西域諸国までも通航した持船の檣を寺に送り梁とし, それが「寶山外志」成立時の庫院の虹(=虹)梁であるという伝承を記している(『堺市史』第二巻 本編第二 1930年 pp.74-75)。前掲5)の内容から大徳寺再建に際し, 材木や釘以下の資材400貫文分が宗臨の寄進した私財から死後に拠出されたのは事実として, それが彼の貿易船の檣で, 本人の意向と指示で寄進されたとする2件の記事の信憑性は疑問で, 彼の寄進によったとされる眞珠庵伝来の蜀江錦の打敷(『堺市史』第七巻)などからも宗臨の多額の寄進が貿易との関わるなかでの蓄財に依拠する可能性は大きいが彼自身の持船の有無自体が未詳である。
- 8) 嘉吉3(1443)年5月20日付で養叟が宗欽に寄せた賛文に「與宗欽居士 欽居士堺北庄和氣屋中邑四良左衛門陽春菴担那真孫末宗忻所持之」とあり(『大徳寺禪語錄集成』第一巻 法蔵館 1989年 所収「宗恵大照禪師語錄」乾巻), 宗欽が堺北庄の和氣屋中邑四良(郎)左衛門であることがわかる。
- 9) 宗眞〈實傳〉弔尾和宗臨〈祖溪〉語并詩(軸子)『大』13-3239

- 10) 『大』1-219 眞珠庵紹岱寄進状 但し、この文書名は内容に照らし不正確である。宗臨寄進申送状が妥当か
- 11) 『大』別集 眞珠庵文書之六-822
 文明16 (1484) 年正月晦日付の如意庵眞前校割状 (『大』10-2609) には如意庵の庵主交代に際し、同庵の校割 (伝来の宝物) を列記したなかに「壽牌〈祖溪宗臨〉」(壽牌は生前に授けられた戒名を記した位牌) が大徳寺第一世の徹翁義亨の御影や玳瑁の台付き天目茶碗などと並ぶ扱いで記載されており、大徳寺の再建に貢献した宗臨が存命中から特別な待遇を受けていたことがわかる。
- 12) 大徳寺の沿革については、Japan Knowledge Lib <https://japanknowledge.com/library/> の『日本歴史地名体系』平凡社、『国史大辞典』吉川弘文館の「大徳寺」の記載をもとに略述。
<https://japanknowledge.com/library/?lid=30020270000167100> (閲覧日2022年10月28日)
<https://japanknowledge.com/library/display/?lid=30010zz293600> (閲覧日2022年10月28日)
- 13) 建永元 (1206) 年の大鳥神社解状 (『徴古雑抄』所収、『鎌倉遺文』3-1641) は、堺近郊の高石正里浦に商船が寄港することがあると伝え、12世紀末から13世紀初頭のものとみられる日吉社聖眞子神人兼燈爐供御人并殿下細工等解 (『経光卿記』貞永元年五月巻紙背文書/『中世鋳物師史料』第二部参考資料 12) には堺を拠点に廻船鋳物師が広域的に出作と商いを行っていたことが記されており、また、そうした鋳物師との関連も伺わせるが、文永3 (1266) 年の左方兼東大寺鋳物師惣官代職補任下文案/阿蘇品文書/『中世鋳物師史料』には石津・高石・堺に、左方兼東大寺鋳物師などの同業者組織に属さず「隠鋳物師」と呼ばれた集団が生業を展開している。
- 14) 建保7年4月□7日付堂供養導師布施注文 (『開口神社文書』第二巻-15, 以下『開』2-15のように略記する) で向井二郎入道は堂布施物として被物五重綾・巻絹5疋・色々布50端・ツゝミ物 (= 贈答のため布で包んだ金銀など) 1つ・革カウコ (革/皮籠) 2口・ヌリ (塗) 手箱1合・馬5疋・乃米100石〈国8合升定〉・皆スイシャウ (全ての珠が水晶製の) 念珠1連を寄進している。
- 15) 上田純一「大徳寺派の堺進出をめぐる」 (『仏教史学研究』第37巻第2号, 1994年 pp. 47-68)
- 16) 『堺市史』第二巻本編 清文堂出版 1930年, 豊田武『堺』至文堂 1966年, 三浦圭一「大徳寺をめぐる商人たち」 (『中世民衆生活史の研究』) 思文閣出版 1981年, 上田純一 前掲 15), 小西瑞恵「戦国都市堺の形成と自治」 (『中世都市共同体の研究』) 思文閣出版 2000年など
- 17) 『日本国現報善惡靈異記』中巻第24
- 18) 経〈大安寺の場合は大般若経〉を読んだり、論議したりする寺内の研究組織『日本靈異記』 (『日本国現報善惡靈異記』) 第24
- 19) 宗俊祠堂銭借用状 『大』別集 眞珠庵文書之一-36他
- 20) 『大』5-1974
- 21) 松源院絵箱入日記『大』1-3278
- 22) 『大』5-1975 文亀4 (1504) 年3月2日付で作成されたこの預り状は、堅切紙に記され、先ず松源院から預かっている祠堂銭が10貫文であることを記し、続けて「舐りせん也」とある。撰銭がなされ精銭で受け取ったと解される。さらに「右之料足者、加一文子之利平、毎年年末ニ算用申者也、但本銭者、雖為何時、御用之時可渡申候、」と続き、(貸出100文につき2文である

月利に) 1文を加えて毎年の年末に清算する。但し預かった錢(元本)についてはいつでも松源院が御用の際には渡すことになっている, という預託の契約内容が明らかである。松源院へは年間, それぞれの月の(月利の額+1文)の年間を通じた合計額が祠堂錢の運用による利息として納められるという運びになる。

23) 『大』5-1976 永正2(1505)年12月晦日付 この預り状も堅切紙に記され, 祠堂錢の額面は22)同様10貫文である。利息に関する記載はないが「何時も, 此以切紙渡可申候, 但 養徳院様御そへ状なくハ, 渡不可申候也,」と松源院への祠堂錢(原資)返済の必要が生じた際にはこの切紙を渡すことになる, とするのは, この預り状自体が為替なり(額面が10貫文であることでは)割符1つに相当する有価証券であったことも示すのではないか。但し, この切紙と併せて(大徳寺住持)養徳院様の副状がなければ無効であるというのも文亀2年4月2日付の預り状に準じ, 替状(副状)をともなって流通した割符との類似性と併せ, 信用保証の手続きとして興味深い。

24) 『大』5-1978 堺衆松源院祠堂錢借用注文

25) 『大』4-1817 康正元(1455)年11月19日付助四郎国正寄進状

26) 『大』5-1977 宗栢松源院祠堂錢京上注進状

27) 『大』2-887

28) 『大』別集 眞珠庵文書之三-180

29) 1駄は馬1頭の荷の規定積載量。延喜式の換算値にして米3俵, 約102kg, 近世では36貫で約135kgに相当する。中世は升の容量が時期や使用者によって異なり断定は出来ないが馬7頭分の積載量(米3俵)相当。

30) 山本三郎五郎重尚田地売券 『大』2-1064

31) 『大』6-836

32) 『冷泉家時雨亭叢書第62巻 為広下向記』朝日新聞社 2001年

33) 『開』12-1

34) 『開』拾番箱-7 野遠屋周阿弥陀仏寄進状

35) 御前落居奉書 (『堺市史』第四巻資料編第一) p.166

野遠屋に関しては, 永禄9(1566)年5月, 三好義継らを高屋城に攻めるが敗れ, 堺に退いていた松永久秀を追って三好三人衆が進軍を図った際に, 両軍の間を調停し, 堺での合戦を回避し, 「福者」として「イツレモ富貴ナル徳人」である36人の庄官である会合衆を率いた人物として『足利季世記』に「能登屋ヘニ屋」が記される。『總見記』『重編応仁記』での表記は「能登屋臙脂屋」だが, 能登屋は能登とは普通の野遠屋である蓋然性が高い。16世紀末以前の堺関連史料に能登屋表記の人物は管見で見出せず, 13世紀以来, 有徳人が確認される商工振興地界にあって, 16世紀末, にわかに参入なり興隆した新興勢力が会合衆の上位に立ち, 都市運営を主導する地位にあるとすることには無理がある。

36) 『開』白木箱7 長慶寺畠地売券

37) 『開』白木箱9

38) 『醍醐寺文書』十六-3731

39) 『角屋文書』東京大学史料編纂所影写本

40) 『通航一覧』卷之百四十二

41) 『通航一覧』 卷之百四十三

42) 伊藤幸司「大内氏の日明貿易と堺」(『ヒストリア』第161号, 1998年 pp.47~70)

参 考 文 献

開口神社社務所編『開口神社史料』1975

国書刊行会編『通航一覧』第四 1912

堺市編『堺市史』第一・二・四卷 1930年

東京大学史料編纂所編纂『大日本古文書 家わけ第十七 大徳寺文書』1~11 東京大学出版会
1971

東京大学史料編纂所編纂『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書』1971